# 9 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設	置	者	名	株式会社群桐産業						
施	設	名	称	産業廃棄物焼却施設						
設	置	場	所	群馬県太田市藪塚町 3201 番 3、他						
問	合	せ	先	0277-78-2479 担当:猪狩 雅也						

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

#### (産業廃棄物処理施設の維持管理等)

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用 その他の適切な方法により公表しなければならない。

# 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に 記載すべき事項 事業場に備え付け

## 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電 気炉等を用いた焼却施設を除く。)	以下のとおり

## イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況:平成26年度分 公表の期限:翌月の末日)

産業廃棄物 の 種 類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃油:m3	1020	1039	977	1073	1168	956	948	888	1133	861	827	1009
汚泥:m3	149	106	95	160	77	374	262	329	25	63	246	85
廃プラ:t	29	16	20	18	21	22	16	24	29	16	17	21
酸・アルカリ:t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揮発油:m3	84	79	67	89	73	89	64	76	90	85	77	133
感染性:t	400	253	230	236	310	272	301	431	396	252	250	343

### ロ 測定に関する事項

(状況:平成26年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
温度の測定に関する事項 燃焼室中の燃焼ガスの温度	測定を行った位置 2次燃焼室	測定の結果の得られた年月日 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月	測定の結果  839.79℃  839.52℃  844.80℃  836.83℃  839.72℃  839.33℃  839.98℃  840.11℃  840.02℃  843.44℃  841.29℃
		3月	842. 22℃

   集じん器に流入する燃焼ガスの温度	集塵器入口	4月	181. 62℃
果しん器に加入する際焼みるの値及	果 <u></u> 是奋八口	5 月	181. 11℃
		6 月	181. 32℃
		7月	180. 92℃
		8月	181. 40℃
		9月	181. 41℃
		10 月	180. 55℃
		11 月	178. 30℃
		12 月	176. 43℃
		1月	175. 17℃
		2月	181. 08℃
		3月	179. 98℃
		4月	3.19ppm
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	5月	13.71ppm
		6月	1.23ppm
		7月	1.50ppm
		8月	1.10ppm
		9月	0.72ppm
		10 月	0.21ppm
		11 月	0.35ppm
		12 月	0.08ppm
		1月	0.14ppm
		2月	0.08ppm
		3月	0.38Ppm
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	<del></del>	<del>_</del>	—

## ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(状況:平成26年度分 公表の期限:除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

	(1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
項目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	$4/26 \cdot 5/24 \cdot 6/28 \cdot 7/26 \cdot 8/23 \cdot 9/27 \cdot 10/25 \cdot 11/24 \cdot 12/20 \cdot 1/23 \cdot 2/20 \cdot 3/20$
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定(令第七条第十二号に掲げる施設 にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(状況:平成26年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

(机化、干灰20干皮力 公衣)划队,例定、欧峡大陆小县恢复的北京的特别的公司							
排ガスの測定に関する事項	測定に係る排ガス	測定に係る排ガス	測定の結果の得ら	測定の結果			
	を採取した位置	を採取した年月日	れた年月日				
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン 類の濃度	(年1回以上)	煙突	2014/10/08	2014/11/14	1.1ng-TEQ/m3N		
ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじ	(1回目)	煙突	2014/10/08	2014/10/17	ばいじん濃度 0.002g/m3 SOX濃度 0.12m3/h NOX濃度 33ppm HCL濃度 74mg/m3		
ん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限 る。)	(2回目)	煙突	//	//	ばいじん濃度 g/m3 SOX濃度 m3/h NOX濃度 ppm HCL濃度 mg/m3		

### 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設は、上記に加えて次の事項

(状況:平成 年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

排ガス及び排水の測定に関する事項		測定に係る試料を 採取した位置	測定に係る試料を採 取した年月日	測定の結果の得ら れた年月日	測定の結果
排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ	(1回目)				
塩化ビフェニルの濃度	(2回目)				
処理に伴い生じた排水を放流する場合にあって	(1回目)				
は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノル マルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度	(2回目)				